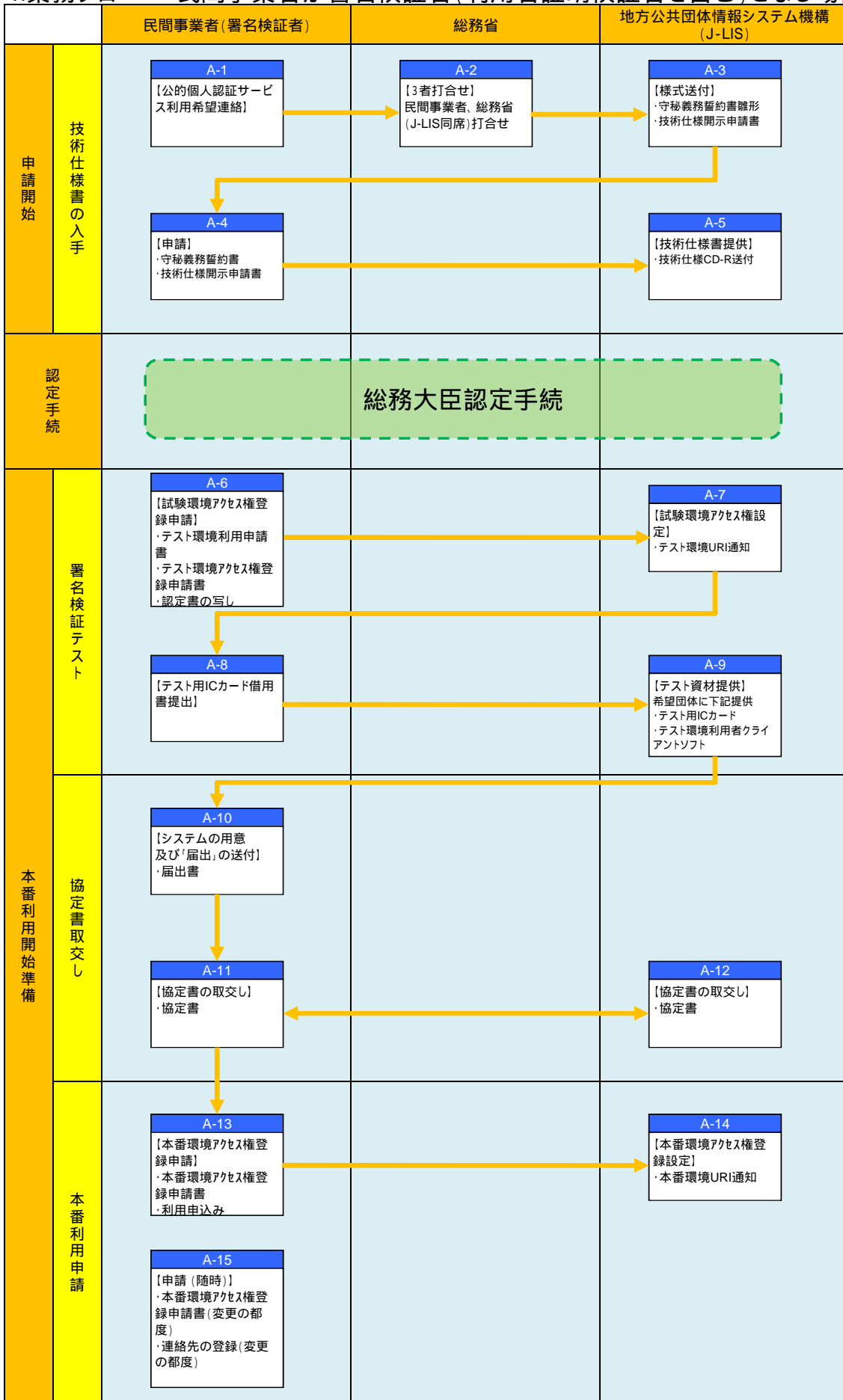


1.業務フロー 民間事業者が署名検証者(利用者証明検証者を含む)となる場合



2. 業務内訳

機構:地方公共団体情報システム機構

分類	番号	手順	実施者	手順内容	必要となる書類等
技術仕様書の入手	A-1	公的個人認証サービス利用希望連絡	サービス利用希望者 (署名検証者)	サービス利用希望者(民間事業者)は総務省へ「公的個人認証サービス利用希望」の旨を電話等で連絡する。	
	A-2	3者打合せ	総務省	総務省(機構同席)において、民間事業者より公的個人認証サービス利用希望内容についてヒアリングさせていただく。	
	A-3	様式送付	機構	機構はサービス利用希望者(民間事業者)からの通知を受け、守秘義務誓約書の雛形と技術仕様開示申請書様式を送付する。	・[様式A-03-3]守秘義務誓約書 ・第三者開示承諾願 ・[様式A-03-1]技術仕様開示申請書
	A-4	申請	サービス利用希望者 (署名検証者)	サービス利用希望者(民間事業者)は機構へ守秘義務誓約書、技術仕様開示及び必要に応じて第三者開示承諾の申請を行う。 (注1) 守秘義務誓約書と各申請は同時提出でもよい。	・[様式A-03-3]守秘義務誓約書 ・第三者開示承諾願 ・[様式A-03-1]技術仕様開示申請書
	A-5	技術仕様書提供	機構	機構はサービス利用希望者(民間事業者)からの申請を受け、書類不備等がなければ、技術仕様書等が格納されたCD-Rを送付する。	
認定手続	総務大臣認定手続				
署名検証テスト	A-6	試験環境アクセス権登録申請	総務大臣認定者 (署名検証者)	総務大臣認定者(認定書の写しを提出)は、機構が提供する試験環境の利用を希望する場合、テスト環境利用申請書とテスト環境アクセス権登録申請書を提出する。	・[様式A-03-2]テスト環境利用申請書 (署名用、利用者証明用) ・[様式A-08-1]アクセス権登録申請書権承認書(テスト環境) (署名用、利用者証明用、対応証明書の発行番号提供用) ・認定書の写し
	A-7	試験環境アクセス権設定	機構	機構は、総務大臣認定者からの申請にしたがってテスト環境へのアクセス権設定を実施し、テスト環境URI通知書を総務大臣認定者に送付する。	・URI通知書(テスト環境)
	A-8	テスト用ICカード借用書提出	総務大臣認定者 (署名検証者)	総務大臣認定者がテスト用資材を希望する場合は、その旨を機構に連絡し、テスト用ICカード借用書を提出する。なお、総務大臣認定者はテスト終了後、速やかにテスト用ICカードを機構へ返却する。	・[様式A-06]テスト用ICカード借用書
	A-9	テスト資材提供	機構	機構はテスト用資材を希望する団体に、テスト用ICカード、テスト環境利用者クライアントソフトを提供する。	
協定書取交し	A-10	システムの用意及び「届出」の送付	総務大臣認定者 (署名検証者)	総務大臣認定者は、「届出」に代表者の公印を押印の上、機構へ「届出」を送付する。	・[様式A-10,11-署]届出書(署名検証者用)
	A-11	「協定書」の取交し	総務大臣認定者 (署名検証者)	総務大臣認定者は、「協定書」2通に代表者の公印を押印の上、機構へ送付する。	・[様式A-12-署]協定書(署名検証者用)
	A-12	「協定書」の取交し	機構	機構は、総務大臣認定者から送付された「協定書」2通に理事長の公印を押印し、1通を保管、1通を総務大臣認定者へ返送する。	〃
本番利用申請	A-13	本番環境アクセス権登録申請	総務大臣認定者 (署名検証者)	総務大臣認定者は、「協定書」の締結後、機構に本番環境のアクセス権登録申請書及び利用申込みを提出する。なお、情報提供手数料については、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づく手数料の額を定める規程」(平成27年12月25日地情機規程第15号)による。	・[様式A-13-1]アクセス権登録申請書 (署名用、利用者証明用、対応証明書の発行番号提供用) ・利用申込み
	A-14	本番環境アクセス権設定	機構	機構は、署名検証者から提出されたアクセス権登録申請書に基づいて、アクセス権設定を実施する。	・URI通知書(本番環境)
	A-15	申請(随時)	署名検証者	システム構成の変更時や署名検証者の構成員に変更があった場合には、アクセス権登録申請書を提出する。 担当者の変更が発生した場合には、署名検証者側連絡先の登録・変更連絡票を機構に提出する。	・[様式A-13-1]アクセス権登録申請書 (署名用、利用者証明用、対応証明書の発行番号提供用)(変更の都度) ・[様式A-13-2]署名検証者側連絡先の登録・変更連絡票(変更の都度)